

## 審査事務規程の一部改正について（第 8 次改正）

### 1. 改正概要

#### （1）自動車の検査等関係

① 「敷地内における秩序維持」の強化

的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、自動車機構が管理する敷地内における秩序維持に関する運用について、遵守事項等を整理することにより、実効性の更なる確保を図ります。

② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### （2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

### 2. 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次 (略)			目次 (略)		
<b>第1章 総則</b>			<b>第1章 総則</b>		
1-1~1-2 (略)			1-1~1-2 (略)		
<b>1-3 用語の定義</b>			<b>1-3 用語の定義</b>		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
け	(略)	(略)	け	(略)	(略)
	<u>検査担当者等</u>	<u>検査担当者及び警備員並びに他職員をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
さ	(略)	(略)	さ	(略)	(略)
	最遠軸距	自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラ、センターアクスル型フルトレーラにあっては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。 <u>なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、「最後部の車軸中心」を「車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ接地している最後部の車軸中心」に読み替える。</u>		最遠軸距	自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラ、センターアクスル型フルトレーラにあっては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
し	(略)	(略)	し	(略)	(略)
	<u>敷地等</u>	<u>自動車機構が管理している敷地、建物及び施設をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>受検者等</u>	<u>受検者、同行者、見学者、各種届出者及び相談者をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
U	(略)	(略)	U	(略)	(略)
	<u>UN R142</u>	<u>タイヤの取付けに係る協定規則をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1-3-1 (略)			1-3-1 (略)		
1-4~1-6 (略)			1-4~1-6 (略)		
<b>第2章~第3章 (略)</b>			<b>第2章~第3章 (略)</b>		

新	旧
<p><b>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</b></p> <p><b>4-1 敷地等における秩序維持等</b></p> <p>(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。</p> <p>② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。</p> <p>③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。</p> <p>④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。</p> <p>⑤ 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。</p> <p>⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。 また、急発進や急停止をしないこと。</p> <p>⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。</p> <p>⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。</p> <p>⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。</p> <p>⑩ 検査担当者等の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。</p> <p>(削除)</p> <p>⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。</p> <p>⑫ 検査担当者等の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。 (削除)</p> <p>⑬ 審査業務等を行っている検査担当者等に相談や質問等を行わないこと。</p> <p>⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。</p> <p>⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。</p> <p>⑯ 検査担当者等の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。</p> <p>⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。</p> <p>⑱ 検査担当者等の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。</p> <p>⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。</p> <p>⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。</p> <p>(2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p><b>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</b></p> <p><b>4-1 自動車検査場における秩序維持</b></p> <p>(1) 受検者の遵守事項</p> <p>受検者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>① 暴力、暴言等を行わないこと及び暴力、暴言等の威圧的行為により検査担当者に再検査、適合判定等を強要しないこと。 (新設)</p> <p>② 受検車両の運転者（1名に限る。）以外の者が許可なく検査コースに入場しないこと。 (新設)</p> <p>③ 検査担当者が危険を感じる速度（歩行速度以上）で通行しないこと。 (新設)</p> <p>④ 検査コース内で整備等をしないこと。</p> <p>⑤ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。</p> <p>⑥ 座り込み、立ちふさがり又は自動車の放置をしないこと。</p> <p>⑦ 旗、のぼり、プラカード類を検査コース内に持ち込まないこと。</p> <p>⑧ 拡声器等の放送設備を使用し、騒音を撒き散らさないこと。</p> <p>⑨ 凶器、爆発物等の危険物を持ち込まないこと。 (新設)</p> <p>⑩ その他審査業務上又は自動車検査場管理上の支障となる行為をしないこと。 (新設)</p> <p>(2) 検査担当者による指示事項</p> <p>検査担当者は、審査時において、受検車両が次に掲げる状態にない場合又は受検者が次に掲げる行為を行わなかった場合を確認したときは、それぞれ該当する指示を受</p>

新	旧
<p>① <u>受検車両については次に掲げる状態とすること。</u></p> <p>ア <u>泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態</u></p> <p>イ <u>汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態</u></p> <p>ウ <u>排気管にプローブが挿入できる状態</u></p> <p>エ <u>荷台等に物品等が積載されていない状態</u></p> <p>オ <u>座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態</u></p> <p>カ <u>窓ガラスが取外されていない状態</u></p> <p>キ <u>全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態</u></p> <p>ク <u>灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態</u></p> <p>ケ <u>走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態</u></p> <p>コ <u>エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態</u></p> <p>サ <u>窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態</u></p> <p>シ <u>寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態</u></p> <p>ス <u>脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態</u></p> <p>セ <u>軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストップボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態</u></p> <p>ソ <u>専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）</u></p> <p>（ア）<u>積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態</u></p> <p>（イ）<u>積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態</u></p> <p>（ウ）<u>（ア）又は（イ）に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態</u></p> <p>② <u>受検中は自動車検査票を保持すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>検者に対し行うこと。</u></p> <p><u>また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行うことができる。</u></p> <p><u>なお、これらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わない場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>① <u>検査中は自動車検査票を保持すること。</u></p> <p>② <u>下回り部分は泥等の付着がなく装置等の確認ができる状態とすること。</u></p> <p>③ <u>車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認で</u></p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。 また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。</p> <p>④ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。</p> <p>⑤ <u>排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプロープを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。</u></p> <p>⑥ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。</p> <p>⑦ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。</p> <p>⑧ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。</p> <p>⑨ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。</p> <p>⑩ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。 また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口へ提出すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑪ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。</p> <p>⑫ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。</p> <p>⑬ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。</p>	<p><u>きる状態とすること。</u></p> <p>④ <u>排気管はプロープが挿入できる状態とすること。</u></p> <p>⑤ <u>荷台等は物品等が積載された状態でないこと。</u></p> <p>⑥ <u>座席、シートベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。</u></p> <p>⑦ <u>窓ガラスは取外された状態でないこと。</u></p> <p>⑧ <u>全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取外した状態とすること。</u></p> <p>⑨ <u>エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、又はキャビンを上げて、支持棒等により保持した状態とすること。</u></p> <p>⑩ <u>運転者席及び助手席の側面ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。</u></p> <p>⑪ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。 また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。</p> <p>⑫ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑬ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。</p> <p>⑭ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。</p> <p>⑮ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。</p> <p>⑯ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。</p> <p>⑰ 検査コースでの審査が終了したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。 また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口へ提出すること。</p> <p>⑱ <u>走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態とすること。</u></p> <p>⑲ <u>脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態とすること。</u></p> <p>⑳ <u>軽油を燃料とする自動車はアクセルペダルのストップボルト又はアクセルワイヤの改造等を行って当該原動機の最高回転数を一時的に低下させた状態としないこと。</u></p> <p>㉑ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。</p> <p>㉒ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。</p> <p>㉓ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。</p>

新	旧
<p><u>⑭</u> ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の<u>場合</u>、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。</p> <p><u>⑮</u> <u>トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合</u>、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 検査担当者等は、(1) ①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を中断し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(4) 検査担当者は、(1) ④から⑯までに掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対して、これらを遵守するよう口頭にて指示すること。</u></p> <p><u>(5) 検査担当者は、(2) に掲げる事項を受検者が遵守しない場合には、受検者に対し審査を行うことができないため審査を中断する旨を口頭で通告すること。</u></p> <p><u>(6) (4) に基づき指示したにもかかわらず(1) ④から⑯までに掲げる事項を遵守しない場合又は(5) に基づき審査を中断する旨を通告したにもかかわらず受検者が(2) に掲げる事項を遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を中断し、当該事案の発生場所に駆けつけること。</u></p> <p><u>(7) (6) に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者及び警備員は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。</u>  <u>また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>⑲</u> ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。</p> <p><u>⑳</u> <u>トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等については、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。</u></p> <p><u>㉑ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車に備える積載物の飛散を防止するための装置は次の状態とすること。(7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)</u>  <u>ア 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態</u>  <u>イ 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態</u>  <u>ウ ア又はイに該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態</u></p> <p><u>㉒ 寸法及び重量を計測する受検車両は、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し、空車状態とすること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 検査担当者及び警備員による秩序維持</u>  <u>① 検査担当者及び警備員は、受検者から不当な要求、説明の強要、威圧・暴力行為を受けた場合並びに検査コースにおける自動車の放置が行われた場合には、警報装置を作動させ、検査担当者及び警備員の全員が全ての審査業務を中断し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、必要に応じ警察への通報を行うこと。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>② 検査担当者及び警備員は、審査時において、(1) に掲げる事項が遵守されていないことを確認したときは、審査を中断し、受検者に対する退去や自動車の撤去を命じること。</u>  <u>また、これに応じない場合には、検査担当者及び警備員は、検査コースの閉鎖や公務執行妨害行為等として警察への通報等厳正な措置をとるものとする。</u></p>
4-2 自動車検査場における掲示等	4-2 自動車検査場における掲示等

新	旧
<p>(1) 自動車検査上屋の入口附近の適当な箇所には、受検者等が見やすいように、次に掲げる事項を掲示するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>4-1 (1) に掲げる事項</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>(2) 受検者等に対し、次に掲げる事項を周知するものとする。</p> <p>① <u>4-1 (2) に掲げる事項</u> ② <u>その他必要な事項</u> <u>(削除)</u></p> <p>(3) ②のその他必要な事項は、次に掲げる事項とする。 ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。</p> <p>① 各検査コース共通の受検時の注意事項 ア～イ (略) ウ 初めて受検する方<u>及び受検に不安な方</u>はあらかじめ検査担当者に申し出て下さい。 エ～キ (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>ク</u> テスタ上ではハンドルを切らないで下さい。 <u>ケ</u> ヘッドライト・テスタの動きに注意して進行して下さい。 <u>コ</u> ディーゼル車はCO・HC テスタを使用しないで下さい。 ※二輪検査コースの場合には表示対象外 <u>サ</u> 降車するときは、シフトレバーを確実に「P」レンジ又はニュートラルの位置にして駐車ブレーキをかけて下さい。 ※二輪検査コースの場合には表示対象外 <u>(削除)</u></p> <p><u>シ</u> 検査コース内において車両を後退させる場合は、表示器又は検査担当者の指示に従って下さい。 <u>(削除)</u></p> <p><u>ス</u> サンドル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮下さい。 <u>セ</u> 検査担当者の指示に従わずに受検車両を操作し、車両が損傷しても、当方は一切責任を負いません。 <u>ソ</u> 必要な場合を除き、前後の受検車両との間に立たないで下さい。また、その間を通行しないで下さい。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 大型マルチコースの受検時の注意事項</p>	<p>(1) 自動車検査上屋の入口附近の適当な箇所には、受検者が見やすいように次に掲げる事項を掲示する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>受検者の遵守事項</u> ⑥ <u>検査担当者による指示事項</u> ⑦ <u>受検時の注意事項</u> ⑧ <u>その他必要な事項</u></p> <p>(2) 受検者<u>の遵守事項には、4-1 (1) に掲げる事項が含まれていなければならない。</u></p> <p><u>(3) 検査担当者による指示事項には、4-1 (2) に掲げる事項が含まれていなければならない。</u></p> <p><u>(4) 受検時の注意事項には、原則として次に掲げる事項が含まれていなければならない。</u> ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。</p> <p>① 各検査コース共通の受検時の注意事項 ア～イ (略) ウ 初めて受検する方はあらかじめ検査担当者に申し出て下さい。  エ～キ (略) <u>ク</u> <u>テスタ上では急停止、急発進をしないで下さい。</u> <u>ケ</u> テスタ上ではハンドルを切らないで下さい。 <u>コ</u> ヘッドライト・テスタの動きに注意して進行して下さい。 <u>サ</u> ディーゼル車はCO・HC テスタを使用しないで下さい。 ※二輪検査コースの場合には表示対象外 <u>シ</u> 降車して車から離れるときは、シフトレバーを確実に「P」レンジ又はニュートラルの位置にして駐車ブレーキをかけて下さい。 ※二輪検査コースの場合には表示対象外 <u>ス</u> <u>排気ガス・テスタのプロープを入れたままエンジンをスタートしたり、回転を上げたりしないで下さい。</u> <u>セ</u> 検査コース内において車両を後退させる場合は、表示器又は検査担当者の指示に従って下さい。 <u>ソ</u> <u>検査コース内は禁煙です。</u> <u>タ</u> <u>検査中の携帯電話の使用及び</u> サンドル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮下さい。 <u>チ</u> 検査担当者の指示に従わずに受検車両を操作し、車両が損傷しても、当方は一切責任を負いませんので、<u>検査担当者の指示に従って下さい。</u> <u>ツ</u> 必要な場合を除き、前後の受検車両との間に立たないで下さい。また、その間を通行しないで下さい。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 大型マルチコースの受検時の注意事項</p>

新	旧
<p>ア～エ (略)</p> <p>オ ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン<u>等</u>で申告して下さい。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 3次元測定・画像取得装置の使用時の注意事項</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4)</u> 事務所等の窓口には行政手続法（平成5年法律第88号）の規定による審査基準等を備えつけ、又は窓口において申請者の求めに応じて審査基準等を提示するものとする。</p> <p><b>4-3～4-6</b> (略)</p> <p><b>4-7 審査の実施方法等</b></p> <p><b>4-7-1</b> (略)</p> <p><b>4-7-2 総合判定</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 <u>(4)</u>、4-7-1 (3)、4-8-2 (6)、4-9 (2)、4-12-6 (3)、4-12-11①、4-13-1 (3)、4-13-2 (6)、4-14 (5)、4-15 (5) 及び4-20 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p><b>4-7-3</b> (略)</p> <p><b>4-8～4-24</b> (略)</p> <p><b>第5章～第6章</b> (略)</p> <p><b>第7章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車）</b></p> <p><b>7-1～7-25</b> (略)</p> <p><b>7-26 車枠及び車体</b></p> <p><b>7-26-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合しないものとする。</p> <p><u>なお</u>、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、⑩の規定は適用しない。（細目告示第22条第4項関</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホンで申告して下さい。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 3次元測定・画像取得装置の使用時の注意事項</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 画像の撮影及び諸元測定の際は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないで下さい。</u></p> <p><u>(5)</u> 事務所等の窓口には行政手続法（平成5年法律第88号）の規定による審査基準等を備えつけ、又は窓口において申請者の求めに応じて審査基準等を提示するものとする。</p> <p><b>4-3～4-6</b> (略)</p> <p><b>4-7 審査の実施方法等</b></p> <p><b>4-7-1</b> (略)</p> <p><b>4-7-2 総合判定</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、<u>4-1 (2)</u>、<u>4-1 (3)</u>、4-7-1 (3)、4-8-2 (6)、4-9 (2)、4-12-6 (3)、4-12-11①、4-13-1 (3)、4-13-2 (6)、4-14 (5)、4-15 (5) 及び4-20 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p><b>4-7-3</b> (略)</p> <p><b>4-8～4-24</b> (略)</p> <p><b>第5章～第6章</b> (略)</p> <p><b>第7章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車）</b></p> <p><b>7-1～7-25</b> (略)</p> <p><b>7-26 車枠及び車体</b></p> <p><b>7-26-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合しないものとする。</p> <p><u>ただし、平成29年3月31日までの間は、②から④までの規定を適用しないことができる。</u></p> <p><u>また</u>、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、⑩の規定は適用しない。（細目告示第22条第4項関</p>

新	旧
<p>係、細目告示第 100 条第 4 項関係、適用関係告示第 15 条第 12 項関係)</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(6) ～ (9) (略)</p> <p>7-26-2～7-26-7 (略)</p> <p>7-27～7-44 (略)</p> <p><b>7-45 通路</b></p> <p><b>7-45-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が次のいずれかに該当する座席は、当該座席に関し、(2) の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。(細目告示第 33 条第 3 項関係、細目告示第 111 条第 3 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面 <u>(座席の前縁から 250mm 以上の床面を含む。)</u> が通路に接しているもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>7-45-2～7-45-4 (略)</p> <p><b>7-45-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 23 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-45-5-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が、次の各号に該当する座席は、当該座席に関し、(2) の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面 <u>(座席の前縁から 250mm 以上の床面を含む。)</u> が通路に接しているもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p><b>7-45-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された乗車定員 11 人以上の自動車(幼児専用車以外のもの(座席定員が増加することとなる改造を行う場合を除く。))については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 23 条第 3 項関係)</p> <p><b>7-45-6-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が、次の各号に該当する座席は、当該座席に関し、(2) の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。</p> <p>①～② (略)</p>	<p>係、細目告示第 100 条第 4 項関係、適用関係告示第 15 条第 12 項関係)</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(6) ～ (9) (略)</p> <p>7-26-2～7-26-7 (略)</p> <p>7-27～7-44 (略)</p> <p><b>7-45 通路</b></p> <p><b>7-45-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が次のいずれかに該当する座席は、当該座席に関し、(2) の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。(細目告示第 33 条第 3 項関係、細目告示第 111 条第 3 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面が通路に接しているもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>7-45-2～7-45-4 (略)</p> <p><b>7-45-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 23 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-45-5-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が、次の各号に該当する座席は、当該座席に関し、(2) の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面が通路に接しているもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p><b>7-45-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された乗車定員 11 人以上の自動車(幼児専用車以外のもの(座席定員が増加することとなる改造を行う場合を除く。))については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 23 条第 3 項関係)</p> <p><b>7-45-6-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が、次の各号に該当する座席は、当該座席に関し、(2) の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。</p> <p>①～② (略)</p>

新	旧
<p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面 <u>(座席の前縁から 250mm 以上の床面を含む。)</u> が通路に接しているもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>7-46～7-48 (略)</b></p>	<p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面が通路に接しているもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>7-46～7-48 (略)</b></p>
<p><b>7-49 物品積載装置</b> <b>7-49-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p>	<p><b>7-49 物品積載装置</b> <b>7-49-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p>
<p>(1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 27 条第 1 項関係、細目告示第 37 条第 1 項関係、細目告示第 115 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(2)の自動車を除く。)であって、後煽、側煽等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(ア)から(オ)の要件を満足するもの。</p> <p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えて <u>おらず、かつ、</u> 当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(ア)から(ウ)の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、<u>垂直に立てた状態</u>から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(エ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置を <u>垂直に立てた状態</u>から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(オ) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p>	<p>(1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 27 条第 1 項関係、細目告示第 37 条第 1 項関係、細目告示第 115 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(2)の自動車を除く。)であって、後煽、側煽等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(ア)から(オ)の要件を満足するもの。</p> <p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えて <u>いない又は</u> 当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(ア)から(ウ)の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 積載物の飛散を防止するための装置は、<u>煽上方に備える回転軸を中心に</u>車両中心線と平行方向の回転軸を <u>煽上方に備えたものであり、当該回転軸を中心に煽上面の鉛直面</u>から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(エ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置が <u>煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行な煽上面の鉛直面</u>から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(オ) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p>

新			旧		
<p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であって半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>			<p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であって半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>		
	部位 (略)	(略)		部位 (略)	(略)
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 ( <u>次に掲げるものを除く。</u> ) <u>(1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のもの</u> <u>にあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠 (図 1-1)</u> <u>(2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のもの</u> <u>であつて次に掲げるもの。</u> <u>① 回転軸と外枠を煽側面に備えるもの</u> <u>にあつては、回転軸又は外枠 (図 1-2)</u> <u>② 回転軸と外枠を煽上方に備えるもの</u> <u>にあつては、煽上方の直上の回転軸又は外枠</u> <u>(3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないもの</u> <u>にあつては、煽上面の直上の外枠 (図 2-1)</u> <u>(4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないもの</u> <u>にあつては、煽上方の直上の外枠 (図 2-2)</u>	(略)	3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 ( <u>煽上面の直上の枠材</u> を除く。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
※1～※2 (略) ※3 回転軸 <u>又は外枠</u> に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。			※1～※2 (略) ※3 回転軸に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。		
図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置 <u>(煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)</u>			図 1 積載物の飛散を防止するための装置： <u>側面の例</u>		

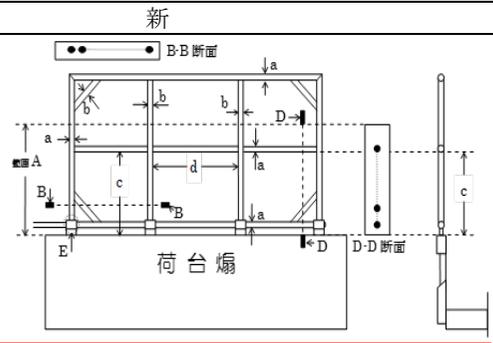


図 1-2 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)：側面  
の例

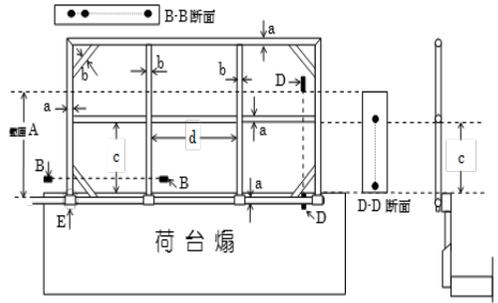


図 2-1 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)

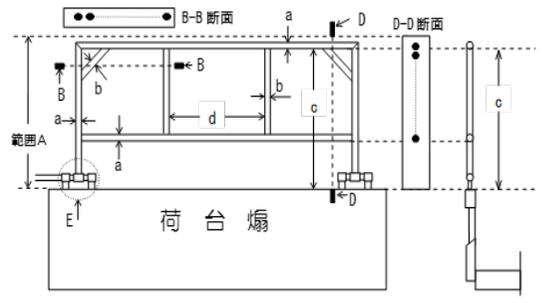
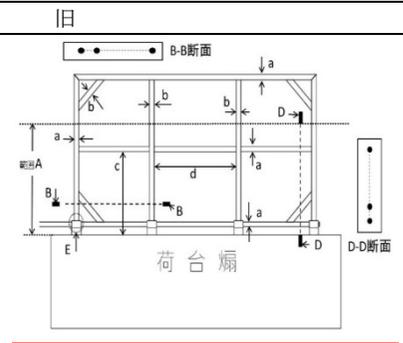
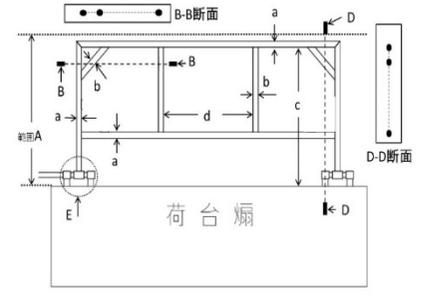


図 2-2 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)：

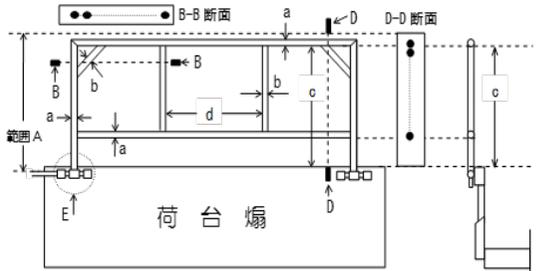


(新設)

図 2 積載物の飛散を防止するための装置：側面の例



(新設)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>側面の例</b></p> 	
<p style="text-align: center;">図3 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号) 第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 37 条第 2 項関係、細目告示第 115 条第 2 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の (ア) から (オ) の要件を満足するもの。</p> <p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えて<b>おらず、かつ、</b>当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(ア) から (ウ) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(ア) ～ (イ) (略)</p> <p>(ウ) 積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、<b>垂直に立てた状態</b>から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(エ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備え</p>	<p style="text-align: center;">図3 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号) 第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 37 条第 2 項関係、細目告示第 115 条第 2 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の (ア) から (オ) の要件を満足するもの。</p> <p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えて<b>いない又は</b>当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(ア) から (ウ) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(ア) ～ (イ) (略)</p> <p>(ウ) 積載物の飛散を防止するための装置は、<b>煽上方に備える回転軸を中心に</b>車両中心線と平行方向の回転軸を<b>煽上方に</b>備えたものであり、<b>当該回転軸を中心に煽上面の鉛直面</b>から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(エ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備え</p>

新			旧		
<p>る場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置を<u>垂直に立てた状態</u>から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(オ) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>			<p>る場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置が<u>煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行な煽上面の鉛直面</u>から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(オ) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>		
	部位	(略)		部位	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 (次に掲げるものを除く。)	(略)	3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 (煽上面の直上の枠材を除く。)	(略)
	<p><u>(1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠 (図 1-1)</u></p> <p><u>(2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。</u></p> <p>① <u>回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠 (図 1-2)</u></p> <p>② <u>回転軸と外枠を煽上方に備えるものにあつては、煽上方の直上の回転軸又は外枠</u></p> <p><u>(3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上面の直上の外枠 (図 2-1)</u></p> <p><u>(4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上方の直上の外枠 (図 2-2)</u></p>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>※1～※3 (略)</p> <p>※4 <u>回転軸又は外枠</u>に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p>			<p>※1～※3 (略)</p> <p>※4 <u>回転軸</u>に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p>		

新

図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)

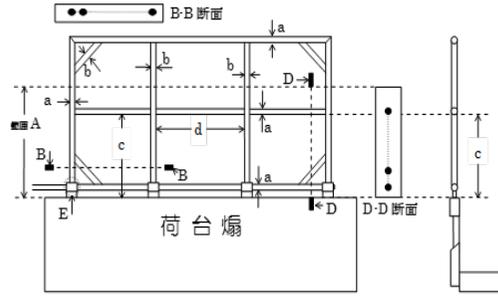


図 1-2 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものの例): 側面の例

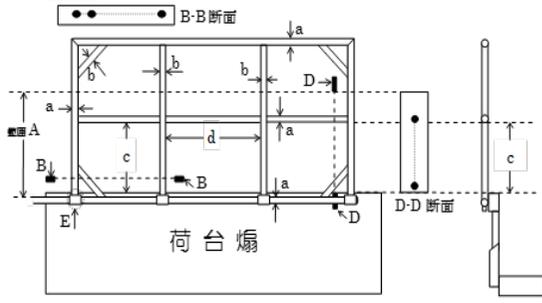
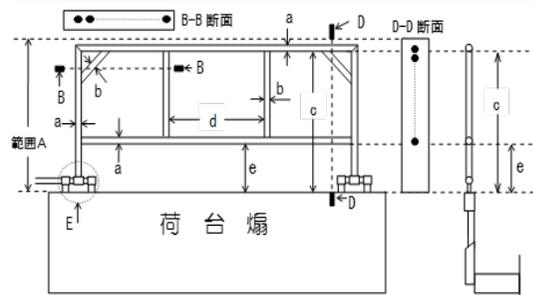
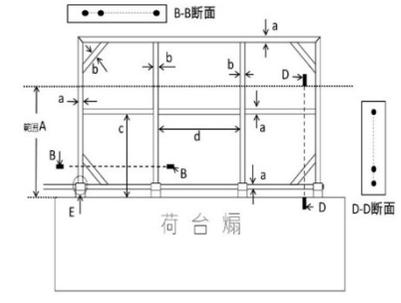


図 2-1 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)



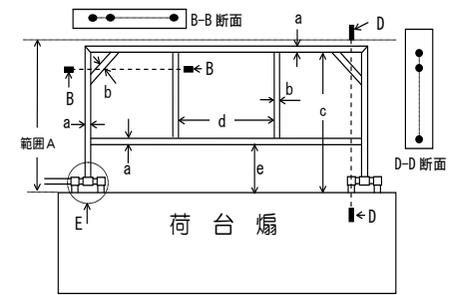
旧

図 1 積載物の飛散を防止するための装置: 側面の例



(新設)

図 2 積載物の飛散を防止するための装置: 側面の例



新

旧

図 2-2 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例) :  
側面の例

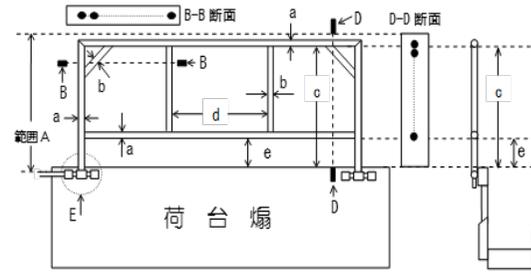


図 3 (略)

ウ (略)

7-49-2~7-49-6 (略)

7-50~7-116 (略)

第 8 章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)

8-1~8-8 (略)

8-9 原動機及び動力伝達装置

8-9-1~8-9-4 (略)

8-9-5 従前規定の適用①

7-9-5 の規定を適用する。

8-9-6 従前規定の適用②

7-9-6 の規定を適用する。

8-9-7 (略)

8-10~8-12 (略)

8-13 かじ取装置

8-13-1~8-13-4 (略)

8-13-5 従前規定の適用①

7-13-5 の規定を適用する。

8-13-6 従前規定の適用②

7-13-6 の規定を適用する。

8-13-7 従前規定の適用③

7-13-7 の規定を適用する。

(新設)

図 3 (略)

ウ (略)

7-49-2~7-49-6 (略)

7-50~7-116 (略)

第 8 章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)

8-1~8-8 (略)

8-9 原動機及び動力伝達装置

8-9-1~8-9-4 (略)

8-9-5 従前規定の適用①

7-9-5 に同じ。

8-9-6 従前規定の適用②

7-9-6 に同じ。

8-9-7 (略)

8-10~8-12 (略)

8-13 かじ取装置

8-13-1~8-13-4 (略)

8-13-5 従前規定の適用①

7-13-5 に同じ。

8-13-6 従前規定の適用②

7-13-6 に同じ。

8-13-7 従前規定の適用③

7-13-7 に同じ。

新	旧
<p>8-13-8 従前規定の適用④ 7-13-8 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-13-9 従前規定の適用⑤ 7-13-9 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-13-10 従前規定の適用⑥ 7-13-10 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-13-11 (略)</p> <p>8-14 (略)</p>	<p>8-13-8 従前規定の適用④ 7-13-8 <u>に同じ。</u></p> <p>8-13-9 従前規定の適用⑤ 7-13-9 <u>に同じ。</u></p> <p>8-13-10 従前規定の適用⑥ 7-13-10 <u>に同じ。</u></p> <p>8-13-11 (略)</p> <p>8-14 (略)</p>
<p>8-15 トラック・バスの制動装置 8-15-1～8-15-4 (略)</p> <p>8-15-5 従前規定の適用① 7-15-5 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-15-6 従前規定の適用② 7-15-6 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-15-7 従前規定の適用③ 7-15-7 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-15-8 従前規定の適用④ 7-15-8 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-15-9 従前規定の適用⑤ 7-15-9 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-15-10 従前規定の適用⑥ 7-15-10 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-15-11 従前規定の適用⑦ 7-15-11 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-15-12 従前規定の適用⑧ 7-15-12 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-15-13 従前規定の適用⑨ 7-15-13 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-15-15 従前規定の適用⑪ 7-15-15 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-15-16 従前規定の適用⑫ 7-15-16 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-15-17 (略)</p>	<p>8-15 トラック・バスの制動装置 8-15-1～8-15-4 (略)</p> <p>8-15-5 従前規定の適用① 7-15-5 <u>に同じ。</u></p> <p>8-15-6 従前規定の適用② 7-15-6 <u>に同じ。</u></p> <p>8-15-7 従前規定の適用③ 7-15-7 <u>に同じ。</u></p> <p>8-15-8 従前規定の適用④ 7-15-8 <u>に同じ。</u></p> <p>8-15-9 従前規定の適用⑤ 7-15-9 <u>に同じ。</u></p> <p>8-15-10 従前規定の適用⑥ 7-15-10 <u>に同じ。</u></p> <p>8-15-11 従前規定の適用⑦ 7-15-11 <u>に同じ。</u></p> <p>8-15-12 従前規定の適用⑧ 7-15-12 <u>に同じ。</u></p> <p>8-15-13 従前規定の適用⑨ 7-15-13 <u>に同じ。</u></p> <p>8-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14 <u>に同じ。</u></p> <p>8-15-15 従前規定の適用⑪ 7-15-15 <u>に同じ。</u></p> <p>8-15-16 従前規定の適用⑫ 7-15-16 <u>に同じ。</u></p> <p>8-15-17 (略)</p>
<p>8-16 乗用車の制動装置 8-16-1～8-16-4 (略)</p> <p>8-16-5 従前規定の適用①</p>	<p>8-16 乗用車の制動装置 8-16-1～8-16-4 (略)</p> <p>8-16-5 従前規定の適用①</p>

新	旧
<p>7-16-5 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-16-6 従前規定の適用②</b> 7-16-6 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-16-7 従前規定の適用③</b> 7-16-7 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-16-8 従前規定の適用④</b> 7-16-8 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-16-9 従前規定の適用⑤</b> 7-16-9 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-16-10 従前規定の適用⑥</b> 7-16-10 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-16-11 従前規定の適用⑦</b> 7-16-11 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-16-12 従前規定の適用⑧</b> 7-16-12 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-16-13 従前規定の適用⑨</b> 7-16-13 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-16-14</b> (略)</p>	<p>7-16-5 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-16-6 従前規定の適用②</b> 7-16-6 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-16-7 従前規定の適用③</b> 7-16-7 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-16-8 従前規定の適用④</b> 7-16-8 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-16-9 従前規定の適用⑤</b> 7-16-9 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-16-10 従前規定の適用⑥</b> 7-16-10 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-16-11 従前規定の適用⑦</b> 7-16-11 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-16-12 従前規定の適用⑧</b> 7-16-12 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-16-13 従前規定の適用⑨</b> 7-16-13 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-16-14</b> (略)</p>
<p><b>8-17 二輪車の制動装置</b> 8-17-1～8-17-4 (略)</p> <p><b>8-17-5 従前規定の適用①</b> 7-17-5 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-17-6 従前規定の適用②</b> 7-17-6 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-17-7 従前規定の適用③</b> 7-17-7 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-17-8 従前規定の適用④</b> 7-17-8 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-17-9</b> (略)</p> <p><b>8-18～8-19</b> (略)</p>	<p><b>8-17 二輪車の制動装置</b> 8-17-1～8-17-4 (略)</p> <p><b>8-17-5 従前規定の適用①</b> 7-17-5 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-17-6 従前規定の適用②</b> 7-17-6 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-17-7 従前規定の適用③</b> 7-17-7 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-17-8 従前規定の適用④</b> 7-17-8 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-17-9</b> (略)</p> <p><b>8-18～8-19</b> (略)</p>
<p><b>8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</b> 8-20-1～8-20-4 (略)</p> <p><b>8-20-5 従前規定の適用①</b> 7-20-5 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-20-6 従前規定の適用②</b> 7-20-6 <u>の規定を適用する。</u></p> <p><b>8-20-7 従前規定の適用③</b> 7-20-7 <u>の規定を適用する。</u></p>	<p><b>8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</b> 8-20-1～8-20-4 (略)</p> <p><b>8-20-5 従前規定の適用①</b> 8-20-5 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-20-6 従前規定の適用②</b> 8-20-6 <u>に同じ。</u></p> <p><b>8-20-7 従前規定の適用③</b> 8-20-7 <u>に同じ。</u></p>

新	旧
<p>8-20-8 従前規定の適用④  <u>7-20-8の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-9 従前規定の適用⑤  <u>7-20-9の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-10 従前規定の適用⑥  <u>7-20-10の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-11 従前規定の適用⑦  <u>7-20-11の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-12 従前規定の適用⑧  <u>7-20-12の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-13 従前規定の適用⑨  <u>7-20-13の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-14 従前規定の適用⑩  <u>7-20-14の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-15 従前規定の適用⑪  <u>7-20-15の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-16 従前規定の適用⑫  <u>7-20-16の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-17 従前規定の適用⑬  <u>7-20-17の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-18 従前規定の適用⑭  <u>7-20-18の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-19 従前規定の適用⑮  <u>7-20-19の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-20 従前規定の適用⑯  <u>7-20-20の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-21 従前規定の適用⑰  <u>7-20-21の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-22 従前規定の適用⑱  <u>7-20-22の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-23 従前規定の適用⑲  <u>7-20-23の規定を適用する。</u></p> <p>8-20-24 (略)</p> <p>8-21～8-25 (略)</p>	<p>8-20-8 従前規定の適用④  <u>8-20-8に同じ。</u></p> <p>8-20-9 従前規定の適用⑤  <u>8-20-9に同じ。</u></p> <p>8-20-10 従前規定の適用⑥  <u>8-20-10に同じ。</u></p> <p>8-20-11 従前規定の適用⑦  <u>8-20-11に同じ。</u></p> <p>8-20-12 従前規定の適用⑧  <u>8-20-12に同じ。</u></p> <p>8-20-13 従前規定の適用⑨  <u>8-20-13に同じ。</u></p> <p>8-20-14 従前規定の適用⑩  <u>8-20-14に同じ。</u></p> <p>8-20-15 従前規定の適用⑪  <u>8-20-15に同じ。</u></p> <p>8-20-16 従前規定の適用⑫  <u>8-20-16に同じ。</u></p> <p>8-20-17 従前規定の適用⑬  <u>8-20-17に同じ。</u></p> <p>8-20-18 従前規定の適用⑭  <u>8-20-18に同じ。</u></p> <p>8-20-19 従前規定の適用⑮  <u>8-20-19に同じ。</u></p> <p>8-20-20 従前規定の適用⑯  <u>8-20-20に同じ。</u></p> <p>8-20-21 従前規定の適用⑰  <u>8-20-21に同じ。</u></p> <p>8-20-22 従前規定の適用⑱  <u>8-20-22に同じ。</u></p> <p>8-20-23 従前規定の適用⑲  <u>8-20-23に同じ。</u></p> <p>8-20-24 (略)</p> <p>8-21～8-25 (略)</p>
<p>8-26 車枠及び車体</p> <p>8-26-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。</p>	<p>8-26 車枠及び車体</p> <p>8-26-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。</p>

新	旧
<p><u>なお</u>、平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であつて、7-2-5 及び 7-2-6 の基準を適用したものにあっては、⑩の規定は適用しない。(細目告示第 178 条第 4 項関係、適用関係告示第 15 条第 12 項関係)</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(6) ～ (9) (略)</p> <p>8-26-2～8-26-4 (略)</p>	<p><u>ただし、平成 29 年 3 月 31 日までの間は、②から④までの規定を適用しないことができる。</u></p> <p><u>また</u>、平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であつて、7-2-5 及び 7-2-6 の基準を適用したものにあっては、⑩の規定は適用しない。(細目告示第 178 条第 4 項関係、適用関係告示第 15 条第 12 項関係)</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(6) ～ (9) (略)</p> <p>8-26-2～8-26-4 (略)</p>
<p>8-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-27-1～8-27-4 (略)</p> <p>8-27-5 従前規定の適用① 7-27-5 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-27-6 従前規定の適用② 7-27-6 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-27-7 (略)</p>	<p>8-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-27-1～8-27-4 (略)</p> <p>8-27-5 従前規定の適用① 7-27-5 <u>に同じ。</u></p> <p>8-27-6 従前規定の適用② 7-27-6 <u>に同じ。</u></p> <p>8-27-7 (略)</p>
<p>8-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-28-1～8-28-4 (略)</p> <p>8-28-5 従前規定の適用① 7-28-5 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-28-6 従前規定の適用② 7-28-6 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-28-7 従前規定の適用③ 7-28-7 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-28-8 (略)</p>	<p>8-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-28-1～8-28-4 (略)</p> <p>8-28-5 従前規定の適用① 7-28-5 <u>に同じ。</u></p> <p>8-28-6 従前規定の適用② 7-28-6 <u>に同じ。</u></p> <p>8-28-7 従前規定の適用③ 7-28-7 <u>に同じ。</u></p> <p>8-28-8 (略)</p>
<p>8-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-29-1～8-29-4 (略)</p> <p>8-29-5 従前規定の適用① 7-29-5 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-29-6 従前規定の適用② 7-29-6 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-29-7 従前規定の適用③ 7-29-7 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-29-8 従前規定の適用④ 7-29-8 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-29-9 従前規定の適用⑤ 7-29-9 <u>の規定を適用する。</u></p> <p>8-29-10 (略)</p>	<p>8-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-29-1～8-29-4 (略)</p> <p>8-29-5 従前規定の適用① 7-29-5 <u>に同じ。</u></p> <p>8-29-6 従前規定の適用② 7-29-6 <u>に同じ。</u></p> <p>8-29-7 従前規定の適用③ 7-29-7 <u>に同じ。</u></p> <p>8-29-8 従前規定の適用④ 7-29-8 <u>に同じ。</u></p> <p>8-29-9 従前規定の適用⑤ 7-29-9 <u>に同じ。</u></p> <p>8-29-10 (略)</p>

新	旧
<p><b>8-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>8-30-1～8-30-4</b> (略)  <b>8-30-5 従前規定の適用①</b>  7-30-5 <u>の規定を適用する。</u>  <b>8-30-6 従前規定の適用②</b>  7-30-6 <u>の規定を適用する。</u>  <b>8-30-7</b> (略)  <b>8-31～8-44</b> (略)</p> <p><b>8-45 通路</b>  <b>8-45-1 性能要件 (視認等による審査)</b>  (1)～(4) (略)  (5) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が次のいずれかに該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。(細目告示第189条第3項関係)  ①～② (略)  ③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面 <u>(座席の前縁から250mm以上の床面を含む。)</u> が通路に接しているもの  ④ (略)  (6)～(7) (略)  <b>8-45-2～8-45-4</b> (略)  <b>8-46～8-48</b> (略)</p> <p><b>8-49 物品積載装置</b>  <b>8-49-1 性能要件 (視認等による審査)</b>  (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。  この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第27条第1項関係、細目告示第193条第1項関係)  ①～③ (略)  ④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(2)の自動車を除く。)であって、後煽、側煽等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。  ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。  ア (略)  イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(ア)から(オ)の要件を満足するもの。</p>	<p><b>8-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>8-30-1～8-30-4</b> (略)  <b>8-30-5 従前規定の適用①</b>  7-30-5 <u>に同じ。</u>  <b>8-30-6 従前規定の適用②</b>  7-30-6 <u>に同じ。</u>  <b>8-30-7</b> (略)  <b>8-31～8-44</b> (略)</p> <p><b>8-45 通路</b>  <b>8-45-1 性能要件 (視認等による審査)</b>  (1)～(4) (略)  (5) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が次のいずれかに該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。(細目告示第189条第3項関係)  ①～② (略)  ③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面が通路に接しているもの  ④ (略)  (6)～(7) (略)  <b>8-45-2～8-45-4</b> (略)  <b>8-46～8-48</b> (略)</p> <p><b>8-49 物品積載装置</b>  <b>8-49-1 性能要件 (視認等による審査)</b>  (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。  この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第27条第1項関係、細目告示第193条第1項関係)  ①～③ (略)  ④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(2)の自動車を除く。)であって、後煽、側煽等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。  ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。  ア (略)  イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(ア)から(オ)の要件を満足するもの。</p>

新			旧		
<p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えて<u>おらず、かつ</u>、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(ア) から (ウ) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(ア) ～ (イ) (略)</p> <p>(ウ) 積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、<u>垂直に立てた状態</u>から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(エ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置を<u>垂直に立てた状態</u>から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(オ) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>			<p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えて<u>いない又は</u>当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(ア) から (ウ) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(ア) ～ (イ) (略)</p> <p>(ウ) 積載物の飛散を防止するための装置は、<u>煽上方に備える回転軸を中心</u>に車両中心線と平行方向の回転軸を<u>煽上方</u>に備えたものであり、<u>当該回転軸を中心</u>に<u>煽上面の鉛直面</u>から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(エ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置が<u>煽上方に備える回転軸を中心</u>に<u>車両中心線と平行な煽上面の鉛直面</u>から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(オ) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>		
	部位 (略)	(略)		部位 (略)	(略)
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 ( <u>次に掲げるものを除く</u> 。)	(略)	3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 ( <u>煽上面の直上の枠材</u> を除く。)	(略)
	(1) <u>煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠 (図 1-1)</u>				
	(2) <u>煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。</u>				
	① <u>回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠 (図 1-2)</u>				
	② <u>回転軸と外枠を煽上方に備えるものにあつては、煽上方の直上の回転軸又は外枠</u>				

新			旧		
	<p>(3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上面の直上の外枠 (図 2-1)</p> <p>(4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上方の直上の外枠 (図 2-2)</p>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

※1～※2 (略)

※3 回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。

図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)

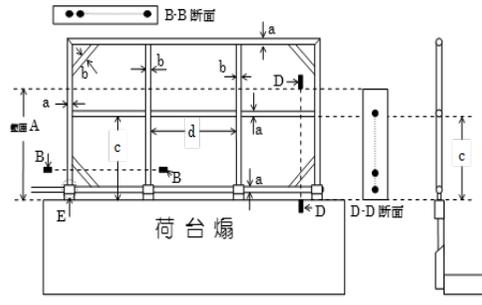


図 1-2 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)：側面の例

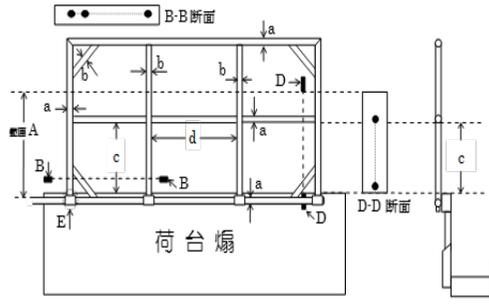
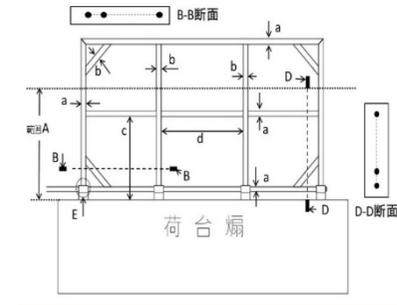


図 2-1 積載物の飛散を防止するための装置

※1～※2 (略)

※3 回転軸に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。

図 1 積載物の飛散を防止するための装置：側面の例



(新設)

図 2 積載物の飛散を防止するための装置：側面の例

新

(煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)

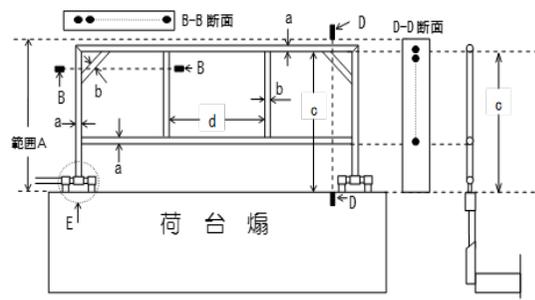


図 2-2 積載物の飛散を防止するための装置

(煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例) :  
側面の例

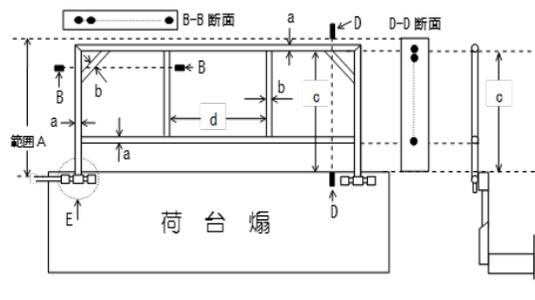


図 3 (略)

ウ (略)

(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号) 第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 193 条第 2 項関係)

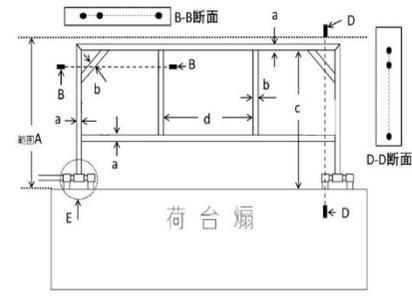
①～② (略)

③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。

ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。

ア (略)

旧



(新設)

図 3 (略)

ウ (略)

(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号) 第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 193 条第 2 項関係)

①～② (略)

③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。

ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。

ア (略)

新			旧		
<p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(ア)から(オ)の要件を満足するもの。</p> <p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えて<u>おらず、かつ</u>、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(ア)から(ウ)の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、<u>垂直に立てた状態</u>から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(エ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置を<u>垂直に立てた状態</u>から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(オ) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>			<p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であつて、次の(ア)から(オ)の要件を満足するもの。</p> <p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えて<u>いない又は</u>当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(ア)から(ウ)の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 積載物の飛散を防止するための装置は、<u>煽上方に備える回転軸を中心</u>に車両中心線と平行方向の回転軸を<u>煽上方に</u>備えたものであり、<u>当該回転軸を中心</u>に<u>煽上面の鉛直面</u>から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(エ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置が<u>煽上方に備える回転軸を中心</u>に<u>車両中心線と平行な煽上面の鉛直面</u>から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(オ) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>		
	部位 (略)	(略)		部位 (略)	(略)
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 ( <u>次に掲げるものを除く。</u> ) <u>(1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠 (図 1-1)</u> <u>(2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。</u> <u>① 回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠 (図 1-2)</u> <u>② 回転軸と外枠を煽上方に備えるも</u>	(略)	3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 ( <u>煽上面の直上の枠材</u> を除く。)	(略)

新			旧		
	<p>の<b>に</b>あっては、煽上方の直上の回転軸又は外枠</p> <p>(3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないもの<b>に</b>あっては、煽上面の直上の外枠(図 2-1)</p> <p>(4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないもの<b>に</b>あっては、煽上方の直上の外枠(図 2-2)</p>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

※1～※3 (略)

※4 回転軸**又は外枠**に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であって直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。

図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)

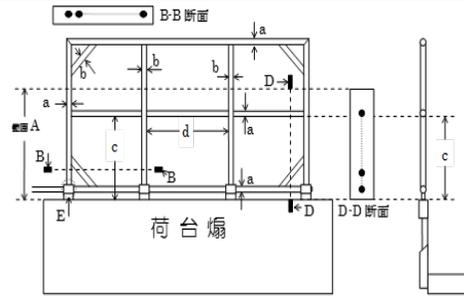
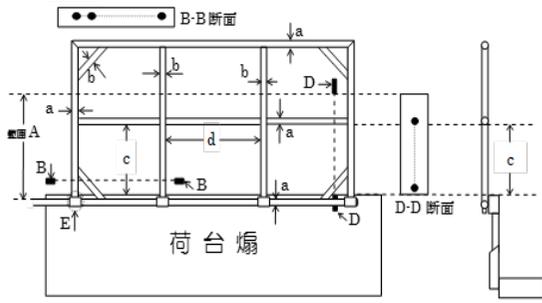


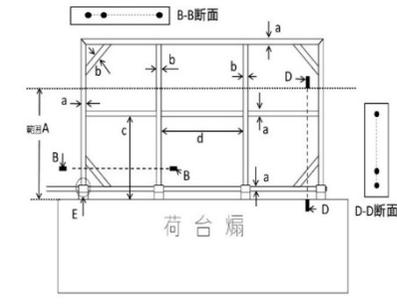
図 1-2 積載物の飛散を防止するための装置  
(煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)：側面の例



※1～※3 (略)

※4 回転軸に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であって直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。

図 1 積載物の飛散を防止するための装置：側面の例



(新設)

新

図 2-1 積載物の飛散を防止するための装置  
(扇上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)

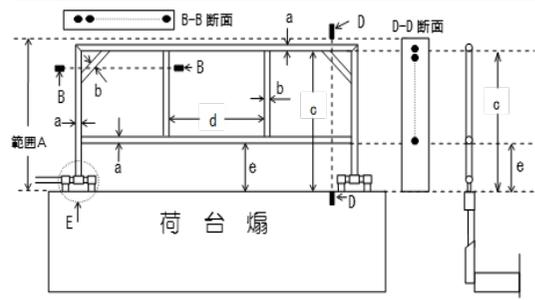


図 2-2 積載物の飛散を防止するための装置  
(扇上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例) :  
側面の例

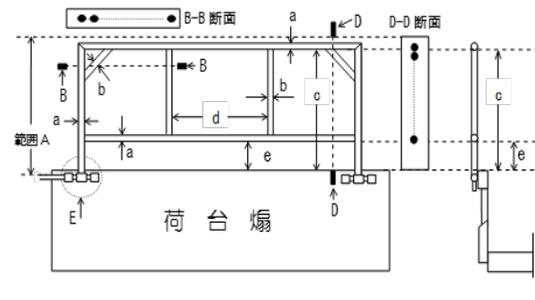


図 3 (略)

ウ (略)

8-49-2~8-49-4 (略)

8-50~8-101 (略)

8-102 速度計等

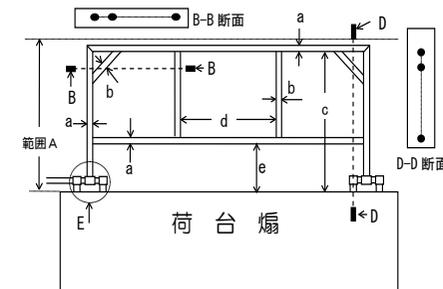
8-102-1 装備要件

(1) (略)

(2) 自動車 (カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、8-102-2 の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

旧

図 2 積載物の飛散を防止するための装置 : 側面の例



(新設)

図 3 (略)

ウ (略)

8-49-2~8-49-4 (略)

8-50~8-101 (略)

8-102 速度計等

8-102-1 装備要件

(1) (略)

(2) 自動車 (カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、7-102-2 の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

新	旧
<p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 2 項関係)</p> <p><b>8-102-2 性能要件</b></p> <p><b>8-102-2-1</b> (略)</p> <p><b>8-102-2-2 視認等による審査</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>8-102-1</u> (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>ア~イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>8-102-3~8-102-4</b> (略)</p> <p><b>8-103~8-116</b> (略)</p> <p><b>第 9 章~第 11 章</b> (略)</p> <p><b>別表 1~別表 9</b> (略)</p> <p><b>様式 1~様式 13</b> (略)</p> <p><b>別添 1~別添 16</b> (略)</p>	<p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 2 項関係)</p> <p><b>8-102-2 性能要件</b></p> <p><b>8-102-2-1</b> (略)</p> <p><b>8-102-2-2 視認等による審査</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>7-102-1</u> (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>ア~イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>8-102-3~8-102-4</b> (略)</p> <p><b>8-103~8-116</b> (略)</p> <p><b>第 9 章~第 11 章</b> (略)</p> <p><b>別表 1~別表 9</b> (略)</p> <p><b>様式 1~様式 13</b> (略)</p> <p><b>別添 1~別添 16</b> (略)</p>

附則 (平成 29 年 3 月 30 日規程第 91 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。